

番号	御意見の対象となる箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	2.(1) 特定排出者の範囲の見直し	<p>特定排出者の範囲の見直し(事業所単位から事業者単位・連鎖化事業者(フランチャイズチェーン)単位への見直し)に伴い、特定排出者は営業所等に至るまで排出量を集計し報告することとなるが、事業者によっては各地域に小規模な営業所等が多数存在する事業者もあり、集計の作業が膨大となることから、各温室効果ガスの算定方法の簡素化(改正省エネ法のように、年間排出量がある一定量未満の事業所は毎年排出量を算定するのではなく、報告初年度データを利用できるなど)および裾切り基準の設定を検討すべき。</p>	<p>今般の改正は、一定規模以上の事業所だけではなく、事業者が設置しているすべての事業所の排出量の合計を報告していただくことで、小規模な事業所を多数設置している事業者についても事業者全体の排出量を明らかにしていただき、業務部門を中心に更なる排出削減に向けた気運を高めることを目的としています。そのため、裾切りを設定することは適切でないと考えます。</p> <p>ただし、非常に小規模の事業所については、事業者の負担を軽減する観点から、簡略な算定方法を用いることができる等の運用を行うことを考えております。</p>
2	2.(1) 特定排出者の範囲の見直し	<p>特定排出者においては、すべての事業所の情報について報告するのではなく、1カ所あたりのエネルギー量について裾きりをもうけるべき。例えば、事務所では、年度のエネルギー使用量が原油換算で75kl未満、製造業については、事務所等を対象からはずし、同500kl未満を裾切りの対象とすべき。</p> <p>規模が小さい事業所については、実質上数値の把握が困難であるうえ改善効果もほとんどないと考えられる。改善効果を上げるためにも、対象事業所について、1カ所あたりのエネルギー量について裾切りをもうけることが望ましい。</p> <p>また、製造業等の産業部門で既に努力をしている事業者については、投資の効率の観点からした場合、業務部門は工場に比べて投資効率が悪いと想定されるので、今回の法改正の趣旨に照らせば、商業施設、コンビニ等の全体としてエネルギーを多く使用するにもかかわらず、対象となっていない事業者に限定すべきであり、いわゆる製造業等の事務所等は対象から外するのが妥当。</p> <p>裾切りをもうけることができない場合、全ての工場等全体の情報を報告する対象は、全体の合計が年度のエネルギー使用量として原油換算で3,000kl以上(第1種エネルギー管理指定工場相当)とするのが妥当。</p>	<p>今般の改正は、一定規模以上の事業所だけではなく、事業者が設置しているすべての事業所の排出量の合計を報告していただくことで、小規模な事業所を多数設置している事業者についても事業者全体の排出量を明らかにしていただき、業務部門を中心に更なる排出削減に向けた気運を高めることを目的としています。そのため、裾切りを設定することは適切でないと考えます。</p> <p>ただし、非常に小規模の事業所については、事業者の負担を軽減する観点から、簡略な算定方法を用いることができる等の運用を行うことを考えております。</p>
4	2.(1) 特定排出者の範囲の見直し ②	<p>「事業活動の区分に応じて算定される排出量の合計が3,000t-CO₂以上」とあるが、事業区分という単語の定義を説明していただきたい。</p> <p>事業区分とは、現行法の特定排出者が特定事業所排出者と特定運送排出者に区分されているように、事業と運送を区分するものか、あるいは、例えば、事業を更に化学工業やセメント工業や機械工業などに区分しているものか。</p>	<p>ここでいう「事業活動の区分」とは、本政令に規定されている、算定対象となる事業活動ごとに排出量の算定を行うという意味です。</p> <p>化学工業やセメント工業や機械工業などの区分を意味しているものではありません。</p> <p>特定排出者に該当するかどうかは、算定対象となる事業活動ごとに算定した排出量を合計した量が、温室効果ガスの種類ごとに3,000t-CO₂以上かどうかで判断します。</p>
3	2.(2) 特定事業所に係る規定の創設	<p>平成22年度以降の報告対象施設規模を分析するため、平成21年度は全事業所の各エネルギー使用量の内訳を把握すべき。</p> <p>これにより、例えば「300kl以下の施設は施設数の8割を占めるが、エネルギーベースでは1%」という分析ができれば、次年度以降は、環境省等にて300kl以下報告不要という判断もできる。</p> <p>全事業所のエネルギー使用量を把握しなければ、平成22年度以降の報告対象の絞り込みは検討できず、平成21年度調査の全事業所報告が継続されてしまうのではないかと懸念される。</p> <p>毎年度、全国で全事業所のエネルギー使用量を調査し、報告する事務量は膨大であり、来年度だけは、全事業所を把握し、平成22年度以降は対象を絞り込むべき。</p>	<p>今般の改正は、一定規模以上の事業所だけではなく、事業者が設置しているすべての事業所の排出量の合計を報告していただくことで、小規模な事業所を多数設置している事業者についても事業者全体の排出量を明らかにしていただき、業務部門を中心に更なる排出削減に向けた気運を高めることを目的としています。そのため、対象となる事業所を絞り込むことは適切ではないと考えます。</p>

番号	御意見の対象となる箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	その他 (施行令第3条関係)	<p>現行施行令第3条第1項第1号のロにおいて、温室効果ガス総排出量の算定にあたり、他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定には0.555(kg-CO₂/kWh)を使用するとあるが、この係数は一般電気事業者の電気の係数ではなく、自家用発電および外部用発電の原単位より算出された値であるため、実態を反映していない。適切に排出量を算定するため、各電気事業者の排出係数を用いるよう規定すべき。</p> <p>原則として各電気事業者の排出係数を用いる旨を地方公共団体実行計画策定マニュアル等に記載すべき。</p>	<p>施行令第3条は政府や地方自治体の実行計画に係る排出量の算定方法を規定しているものです。</p> <p>地方自治体向け実行計画策定マニュアルや政府の実行計画においては、電気の使用に伴う排出量の算定は算定・報告・公表制度と同様の排出係数を用いることとしています。</p> <p>今般、算定・報告・公表制度において、一定の係数は用いずに、原則として国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いて排出量を算定することとする予定です。自治体等の実行計画においても、算定・報告・公表制度と同様の算定方法を用いて算定を行うよう働きかけていく予定です。</p>
6	その他	<p>書類の膨大さに苦慮しているところ。また、自治体での申請書類が多すぎ、同じことを何回も書かなければならない。</p> <p>書類を減らすことで、木の伐採や焼却に要する光熱費を大幅に削減でき、地球温暖化の抑制に寄与できるのではないか。</p>	<p>算定・報告・公表制度においては、エネルギー起源CO₂排出量の報告については省エネルギー法の定期報告書を用いた報告も可能とするなど、事業者の負担軽減を図っているところですが、今後ともできる限り、負担軽減に努めてまいります。</p>
7	その他	<p>京都議定書目標達成計画の中にも入っているコジェネレーションなど自家発電の効率の良いエネルギー転換対策に対して、事業者の自主的な取組みとして促進し目標達成に寄与するために、温対法の中でもきちんと削減効果の算定を示すべき。</p>	<p>本案とは直接関係しないと思われませんが、今後の参考にさせていただきます。</p>
8	その他	<p>太陽光発電と風力発電の自然エネルギー発電伸張政策を、早急に取りまとめるべき。</p> <p>エコテクノロジー企業と自治体とで温暖化対策戦略を指導力を持って推進されることが良いと思う。</p>	<p>本案とは直接関係しないと思われませんが、今後の参考にさせていただきます。</p>